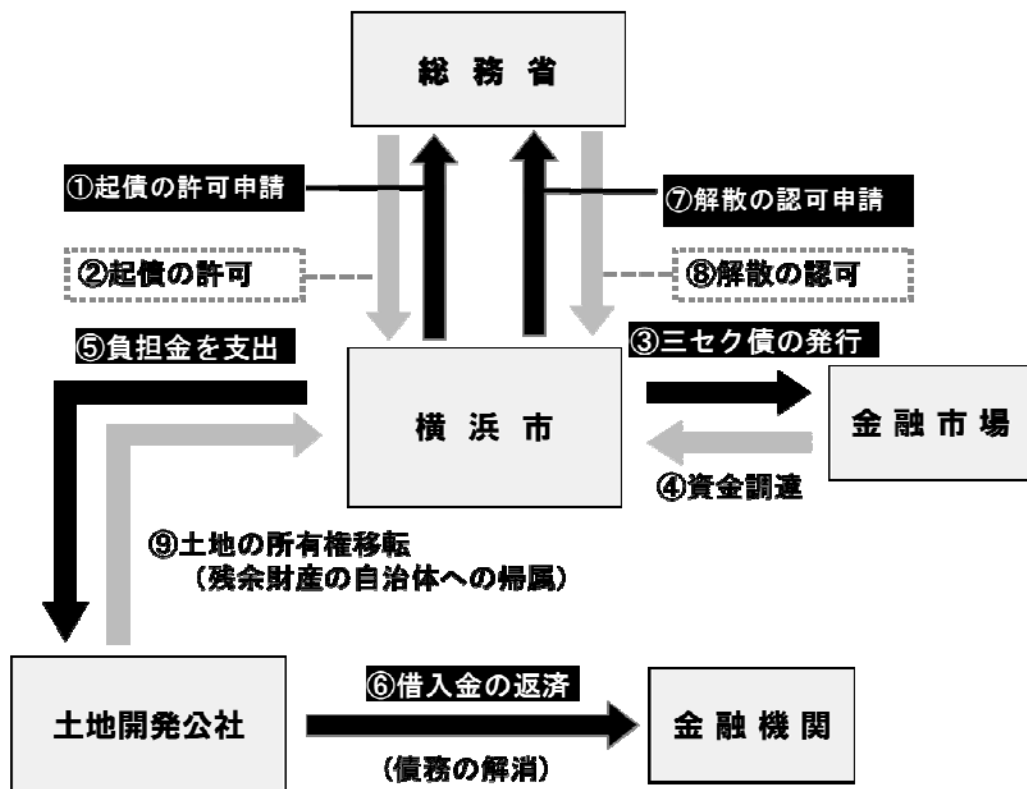


横浜市土地開発公社の解散について

横浜市土地開発公社（以下「公社」といいます。）については、平成25年第一回市会定例会において、「市第156号議案 横浜市土地開発公社の解散」、「市第157号議案 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請」を議決いただきました。

25年度末の公社解散に向け、第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」といいます。）の起債の許可申請など、今後の手続きの概要とスケジュール等について報告します。

1 解散手続きの流れ



2 今後のスケジュール（予定）

- 25年5月～9月 総務省への三セク債の起債の許可申請
- 9月末まで 総務省からの三セク債の起債の許可通知
- 9月末以降 市場公募債等による三セク債の発行
- 公社への負担金の支出・金融機関への借入金の返済（債務の解消）
- 26年1月 公社の債務を解消、総務省への解散の認可申請
- 26年3月 総務省からの解散の認可後、公社を解散

3 三セク債の起債概要

- (1) 起債の限度額 138,345,000 千円
- (2) 起債の方法 市債証券の発行又は普通貸借
- (3) 起債の利率 年 5.0%以内 (※1)

※1 過去の金利実績に金利変動の幅を考慮した利率であり、実際の利率は発行時の金融市場において決定されます。

- (4) 償還の方法

起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還(※2)する。
ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

※2 償還年数は原則10年以内となっていますが、他都市では10年以上で許可されている例もあり、最終的には総務省の許可の段階で確定します。

4 公社から本市に引き継ぐ土地の処理方針

公社の解散に伴い、本市が引き継ぐ土地のうち、事業用地として本市が活用するものは、事業局へ所管替えを行い、事業化を進めます。

民間等への売却を予定している土地(みなとみらい土地、磯子区洋光台、栄区笠間町)については、10年以内の売却を目指します。

■ 平成24年度末見込みの公社保有土地の状況

事業区分	取得年度	面積	簿価	主な事業予定地
道路	H3～H10	2.7ha	85億円	横浜環状道路用地ほか
公園緑地	H2～H8	1.1ha	31億円	野七里公園ほか
都市計画	H5～H10	26.2ha	1,359億円	舞岡町土地ほか
うちMM新高島地区	H5～H10	10.1ha	1,154億円	みなとみらい新高島地区ほか
その他施設用地	H1～H9	1.3ha	92億円	南土木事務所予定地ほか
うち売却予定地	H1～H3	1.0ha	74億円	洋光台土地、笠間町土地
合計		31.3ha	1,567億円	

5 三セク債の償還管理の方法

三セク債の元利償還額や発行残高等については、市会、市民、投資家の皆様へのわかりやすい説明や公表を行っていきます。

- (1) 予算・決算議案及び関連書類

歳入・歳出の款項目区分において、新たに独立した「項」を設けることにより、三セク債の元利償還額などを明確に区分して経理します。

- (2) 資料等の公表

毎年度、決算発表時やIRなどにおいて、三セク債残高や償還財源(土地売払収入や一般財源負担)の実績などについて、わかりやすい説明や公表を行っていきます。